

第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

(1) 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

(2) 公認会計士法

ア. 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した(30年7月1日付で総合政策局総務課に設置)。

2. 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

II 課徴金納付命令等の状況（別紙2参照）

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 25 事務年度	210 件	88 件	298 件
26 事務年度	40 件 ※	8 件	48 件 ※
27 事務年度	32 件	6 件	38 件
28 事務年度	47 件	4 件	51 件
29 事務年度	28 件	3 件	31 件
30 事務年度	37 件	10 件	47 件

※ 令和元年6月14日付で取消が確定した課徴金納付命令1件（平成26年12月26日決定）を含む。

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27 事務年度	0 件	1 件	1 件

2. 審判期日等の実績

(1) (株)モルフォ役員による内部者取引（平成28(判)35）

29年 2月27日 開始決定
 30年 3月28日 第1回審判期日
 30年 6月 1日 第2回審判期日
 30年 7月12日 第3回審判期日
 30年12月20日 課徴金納付命令

(2) (株)モルフォ社員による内部者取引（平成28(判)39）

29年 2月27日 開始決定
 30年 6月 1日 第1回審判期日
 30年 7月12日 第2回審判期日
 30年12月20日 課徴金納付命令

(3) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 40)

29 年 2 月 27 日 開始決定
30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令

(4) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 41)

29 年 2 月 27 日 開始決定
30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令

(5) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 42)

29 年 2 月 27 日 開始決定
30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令

(6) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 43)

29 年 2 月 27 日 開始決定
30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令

(7) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 44)

29 年 2 月 27 日 開始決定
30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令

(8) (株)シーズ・ホールディングス役員からの情報受領者による内部者取引 (平成 29(判) 16)

29 年 12 月 11 日 開始決定
30 年 11 月 12 日 審判期日
31 年 3 月 25 日 課徴金納付命令

(9) (株)スリーエフとの契約締結交渉者の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成 30(判) 15)

30 年 11 月 29 日 開始決定

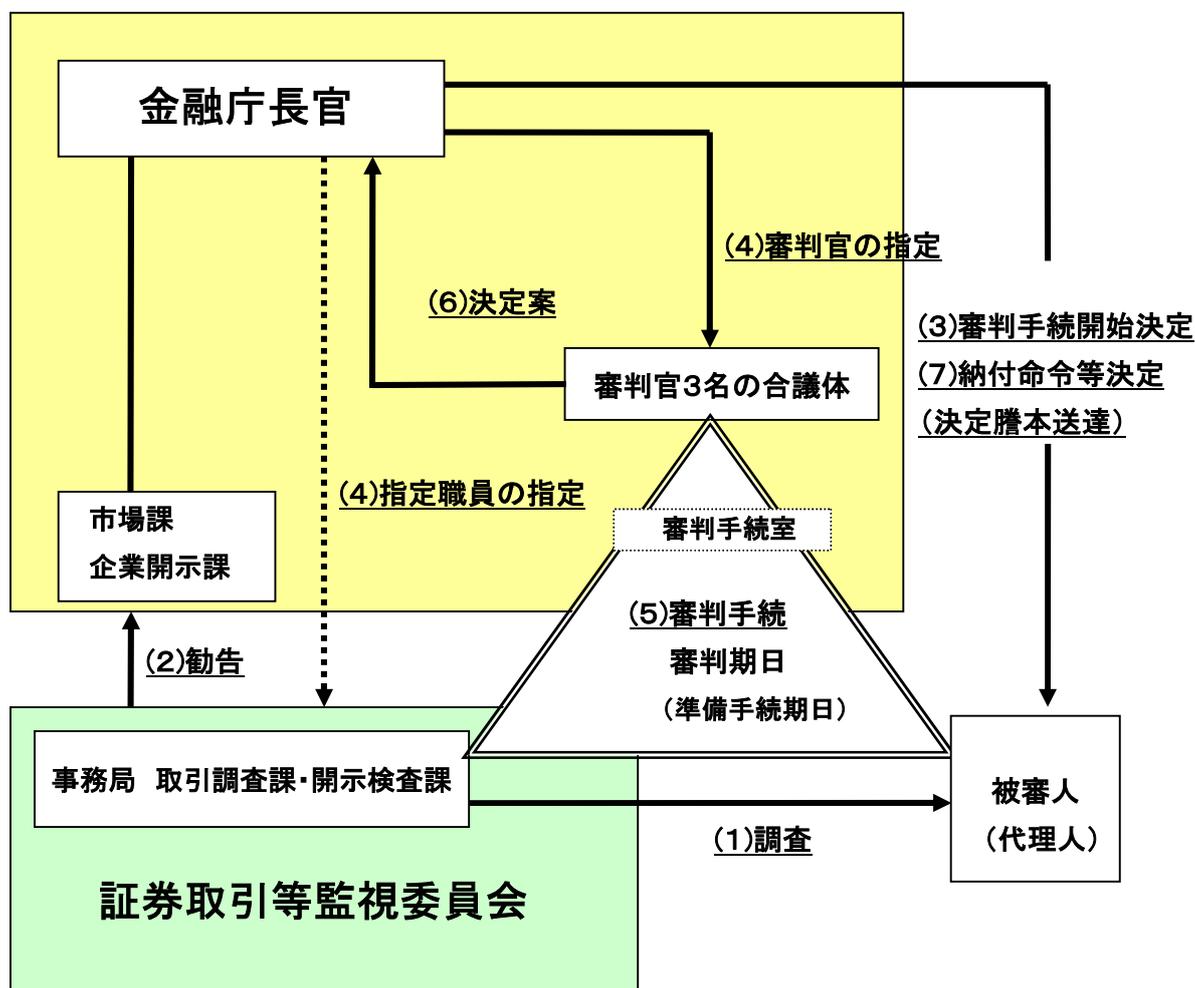
31年 1月21日 審判期日
31年 3月25日 課徴金納付命令

(10) (株)トラス株式に係る相場操縦（平成30(判)17)

30年12月11日 開始決定
31年 2月 1日 審判期日
31年 4月18日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、30事務年度中に審判手続（審判期日）が終了したものの。

調査から課徴金納付命令までの流れ

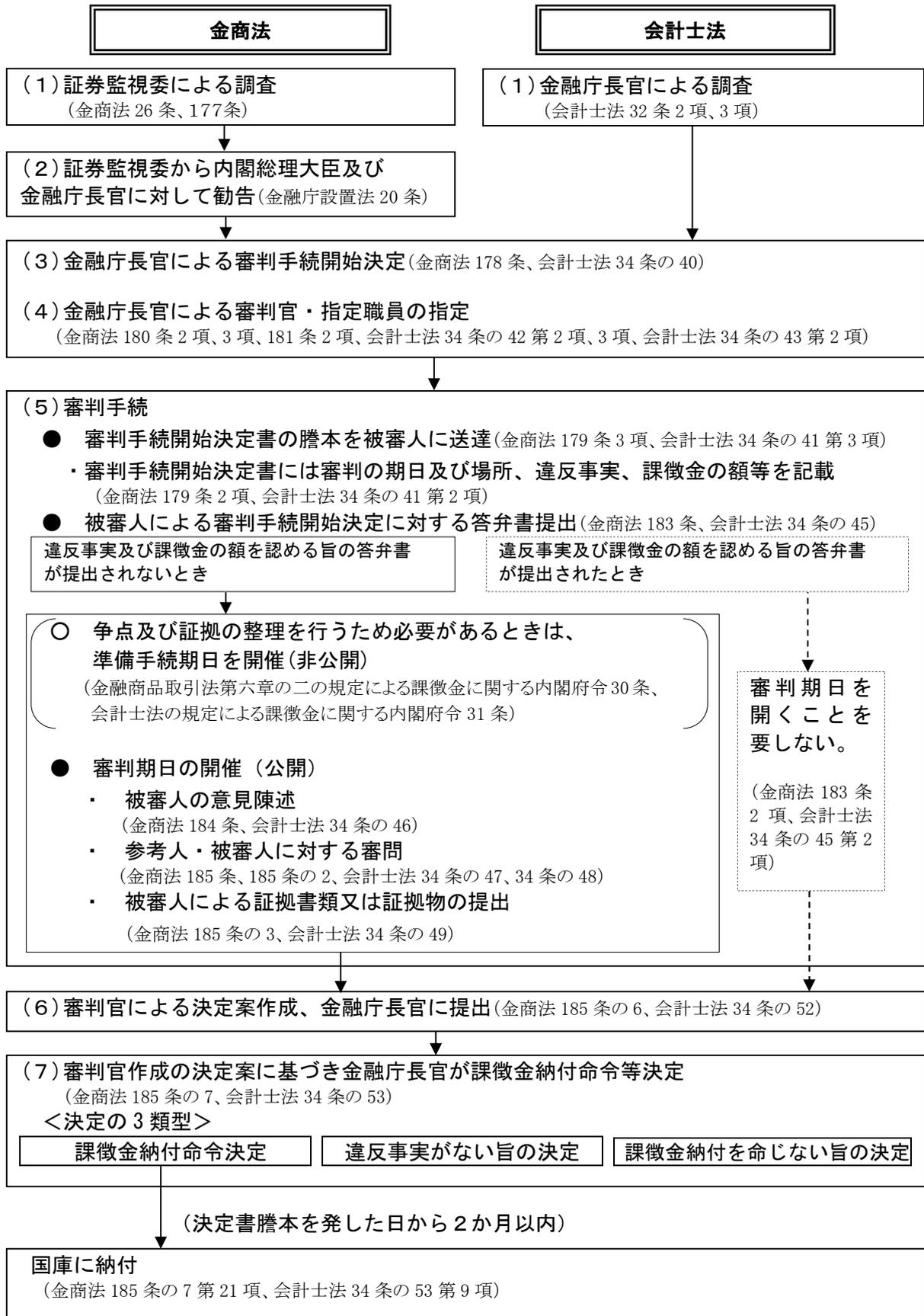


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

別紙 2

課徴金納付命令の実績

(平成30事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	長期国債先物に係る相場操縦 (平成30年度第8号)	長期国債先物につき、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、同取引が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	平成30年6月29日 (勧告) 平成30年7月2日 (開始決定)	平成30年7月30日	2億1837万円
2	㈱ユアテックの役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第5号)	重要事実(㈱ユアテックの剰余金の配当について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年6月19日 (勧告) 平成30年6月20日 (開始決定)	平成30年8月6日	60万円
3	公開買付者の親会社役員からの情報受領者による㈱USEN株式に係る内部者取引 (平成30年度第6号)	公開買付け等事実(㈱U-NEXTの子会社の業務執行を決定する機関が、㈱USENの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、㈱U-NEXTの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱USEN株式を買い付けた。	個人	平成30年6月19日 (勧告) 平成30年6月20日 (開始決定)	平成30年8月6日	281万円
4	五洋インテックス㈱による有価証券報告書の虚偽記載 (平成30年度第7号)	太陽光発電事業に係る商材及びタブレット端末の架空取引により売上を過大に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	五洋インテックス㈱	平成30年6月29日	平成30年8月6日	600万円
5	日本金属㈱役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第9号)	重要事実(日本金属㈱の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年8月31日 (勧告) 平成30年9月3日 (開始決定)	平成30年10月18日	252万円
6	ポケットカード㈱社員による公開買付けの実施に関する事実に係る推奨行為 (平成30年度第10号)	公開買付け等事実(㈱GITの業務執行を決定する機関が、ポケットカード㈱株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、買付けをすることを勧めた。	個人	平成30年8月31日 (勧告) 平成30年9月3日 (開始決定)	平成30年10月18日	194万円
7	第一稀元素化学工業株式会社外6銘柄に係る特殊見せ玉を用いた偽計 (平成30年度第12号)	第一稀元素化学工業㈱株式ほか6銘柄につき、虚偽の発注状況を作成し、第三者に錯誤を生じさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、各有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成30年10月5日 (勧告) 平成30年10月10日 (開始決定)	平成30年11月15日	73万円
8	㈱モルフォ役員による内部者取引 (平成28年度第35号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	133万円
9	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第39号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	5万円
10	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第40号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	9万円
11	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第41号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	11万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
12	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第42号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	4万円
13	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第43号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	2万円
14	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第44号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会に入会し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	2万円
15	㈱UKCホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第13号)	連結子会社における液晶テレビ用パネルの販売取引において、貸倒引当金の過少計上を行ったほか、架空取引によるより売上を過大に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱UKCホールディングス	平成30年10月23日 (勧告) 平成30年10月25日 (開始決定)	平成30年12月20日	1800万円
16	㈱省電舎ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第14号)	連結子会社が行った発電施設に係る建設工事や販売取引等に関して売上の過大計上等を行ったほか、当社の海外事業における損失の計上時期の先送りにより費用を過少に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱省電舎ホールディングス	平成30年11月20日 (勧告) 平成30年11月22日 (開始決定)	平成31年1月28日	3442万円
17	㈱ノエビアホールディングスとの契約締結者の役員による重要事実に係る推奨行為 (平成30年度第16号)	重要事実(㈱ノエビアホールディングスの業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと等)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同社株式の買付けをすることを勧めた。	個人	平成30年11月27日 (勧告) 平成30年11月29日 (開始決定)	平成31年1月28日	28万円
18	㈱ソフトフロント株式外1銘柄に係る相場操縦 (平成30年度第18号)	㈱ソフトフロントほか1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成30年12月11日 (勧告) 平成30年12月14日 (開始決定)	平成31年1月28日	79万5000円
19	昭光通商㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第19号)	連結子会社における炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	昭光通商㈱	平成30年12月14日 (勧告) 平成30年12月18日 (開始決定)	平成31年1月28日	2400万円
20	㈱ストリームにおける有価証券届出書の訂正届出書の提出義務違反 (平成30年度第20号)	有価証券届出書を提出した後、当該有価証券届出書について届出の効力が生ずる前に訂正届出書を提出しなければならなかったにもかかわらず、当該訂正届出書を提出しないで、新株予約権証券の第三者割当を行った。	㈱ストリーム	平成30年12月18日 (勧告) 平成30年12月20日 (開始決定)	平成31年1月28日	1391万円
21	トレイダーズホールディングス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第21号)	関連会社の完全子会社化に伴い生じたのれんの減損損失の計上を行わなかったこと等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	トレイダーズホールディングス㈱	平成30年12月18日 (勧告) 平成30年12月20日 (開始決定)	平成31年1月28日	1億3170万円
22	ワイエスフード㈱との契約締結交渉者の役員から伝達を受けた者による内部者取引 (平成30年度第22号)	重要事実(ワイエスフード㈱の業務執行を決定する機関が、㈱餃子計画と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、ワイエスフード㈱株式を買付けた。	法人	平成30年12月21日 (勧告) 平成30年12月27日 (開始決定)	平成31年2月21日	193万円
23	オイシックスドット大地㈱社員による重要事実に係る推奨行為 (平成30年度第23号)	重要事実(オイシックスドット大地㈱の業務執行を決定する機関が、㈱NTTドコモとの業務上の提携を行うことについての決定をしたことほか)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に利益を得させる目的をもって、オイシックスドット大地㈱株式の買付けをすることを勧めた。	個人	平成30年12月21日 (勧告) 平成30年12月27日 (開始決定)	平成31年2月21日	12万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
24	夢展望株との契約締結者の社員から伝達を受けた者による内部者取引 (平成30年度第25号)	重要事実(夢展望株の決算値について、全事業年度の実績値に比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社との契約締結者の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成31年1月11日 (勧告) 平成31年1月17日 (開始決定)	平成31年2月21日	95万円
25	株シーズ・ホールディングス役員からの情報受領者による内部者取引 (平成29年度第16号)	重要事実(株シーズ・ホールディングスの業務執行を決定する機関が、ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業との業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について株シーズ・ホールディングスの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年12月8日 (勧告) 平成29年12月11日 (開始決定)	平成31年3月25日	223万円
26	株スリーエフとの契約締結交渉者の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第15号)	重要事実(株スリーエフの業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年11月27日 (勧告) 平成30年11月29日 (開始決定)	平成31年3月25日	113万円
27	東邦金属株に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第26号)	炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金の計上を適正に行わず、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	東邦金属株	平成31年1月18日 (勧告) 平成31年1月22日 (開始決定)	平成31年3月25日	1200万円
28	神栄株に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第27号)	連結子会社における服飾雑貨製品等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、滞留売掛金に対する貸倒引当金を計上せず、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	神栄株	平成31年1月22日 (勧告) 平成31年1月24日 (開始決定)	平成31年3月25日	1200万円
29	株トラスト株式に係る相場操縦 (平成30年度第17号)	株トラストの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成30年12月7日 (勧告) 平成30年12月11日 (開始決定)	平成31年4月18日	1300万円
30	ダイベア株株式に係る相場操縦 (平成30年度第24号)	ダイベア株の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成31年1月11日 (勧告) 平成31年1月17日 (開始決定)	平成31年4月18日	273万円
31	株ディー・エル・イーに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第28号)	映像(TVアニメ等)の企画・制作事業において、売上の過大計上等、不適正な処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	株ディー・エル・イー	平成31年2月13日 (勧告) 平成31年2月15日 (開始決定)	平成31年4月18日	1億3540万円
32	株アサツディ・ケイ社員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第38号)	公開買付け等事実(BCPE Madison Cayman, L. P.の業務執行を決定する機関が、株アサツディ・ケイの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、同社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式の買い付けを行った。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	平成31年4月18日	24万円
33	株エストラスト役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第39号)	公開買付け等事実(西部瓦斯株の業務執行を決定する機関が、株エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式の買い付けを行った。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	平成31年4月18日	309万円
34	タカタ株社員による内部者取引 (平成30年度第29号)	重要事実(タカタ株の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ株株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	191万円
35	タカタ株社員による内部者取引 (平成30年度第30号)	重要事実(タカタ株の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ株株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	18万円
36	タカタ株社員による内部者取引 (平成30年度第31号)	重要事実(タカタ株の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ株株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	18万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
37	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第32号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ㈱株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	110万円
38	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第33号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ㈱株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	142万円
39	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第34号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ㈱株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	15万円
40	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第35号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、民事再生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	156万円
41	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第36号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、民事再生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	47万円
42	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第37号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、民事再生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	76万円
43	㈱リブセンス株式外2銘柄に係る偽計 (平成31年度第1号)	㈱リブセンスほか2銘柄につき、虚偽の発注状況を作成し、第三者に錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、各有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成31年3月29日 (勧告) 平成31年4月3日 (開始決定)	令和元年5月30日	36万円
44	㈱ウィルグループ株式外4銘柄に係る偽計 (平成31年度第2号)	㈱ウィルグループほか4銘柄につき、虚偽の発注状況を作成し、第三者に錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、各有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成31年3月29日 (勧告) 平成31年4月3日 (開始決定)	令和元年5月30日	96万円
45	㈱RS Technologiesに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成31年度第3号)	多結晶ダイヤモンドパウダーの架空取引により、売上の過大計上や貸倒引当金の不計上といった不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱RS Technologies	平成31年3月29日 (勧告) 平成31年4月2日 (開始決定)	令和元年5月30日	600万円
46	エルナー㈱株式外2銘柄に係る相場操縦 (平成31年度第4号)	エルナー㈱ほか2銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成31年4月5日 (勧告) 平成31年4月9日 (開始決定)	令和元年5月30日	184万5000円
47	長期国債先物に係る相場操縦 (平成31年度第5号)	長期国債先物につき、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、同取引が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をした。	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド	平成31年3月26日 (勧告) 平成31年4月24日 (開始決定)	令和元年6月6日	1億3337万円